

次期「尾鷲市過疎地域持続的発展計画」の概要及び追加内容

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」及び、「三重県過疎地域持続的発展方針」に基づき、「尾鷲市過疎地域持続的発展計画」を策定し、計画に基づき、以下の主な事業を着実に実施することで、地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等の活用をしながら、地域活力の更なる向上を図り、過疎地域からの脱却を目指します。**※朱書きは新たに追加した内容**

1 基本的な事項（P.1～P.16）

- ▶市の概況
- ▶人口及び産業の推移と動向、行財政の状況
- ▶地域の持続的発展の基本方針、基本目標
- ▶計画の達成状況の評価に関する事項
- ▶計画期間

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成（P.19）

- ▶**移住希望者のニーズに応じた移住相談・環境整備**
- ▶**二拠点居住・多拠点居住の推進**
- ▶**関係人口の可視化による継続的な交流や将来的な移住促進**
- ▶地域への愛着や誇りの醸成のための人材育成

3 産業の振興（P.33～P.34）

- ▶**環境に配慮した農業の推進、農作物の高付加価値化のための事業者と連携した農業施設等の基盤整備**
- ▶**ゼロカーボンシティの取組から一次産業の活性化に繋げるため事業の推進**
- ▶漁港施設の更新・長寿命化
- ▶**観光駐車場の整備等、来訪者受入体制の強化**
- ▶**陸上養殖事業や大型製材工場等の積極的な企業誘致の推進**

4 【新規】地域における情報化（P.39）

- ▶**地上インフラが途絶した場合を想定した通信衛星システムの導入・設置**
- ▶**老朽化した防災行政情報システムの更新・強化**
- ▶**デジタル行政の推進、各種手続きのデジタル化、デジタル教育プログラムの充実**
- ▶**将来的な地域公共交通Maasの導入による交通サービスの効率化**

5 交通施設の整備、交通手段の確保（P.44～P.47）

- ▶市道・農道・林道の整備促進
- ▶移動手段の確保のための公共交通サービスの充実・活性化

6 生活環境の整備（P.57～P.60）

- ▶**水道施設・廃棄物処理施設・消防施設等の更新、整備**
- ▶**営農飲雑用水施設の更新、改良**
- ▶**消防本部・尾鷲消防署の移転建設等**
- ▶**資源ごみの回収拠点の整備**

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進（P.70～）

- ▶**子ども医療費助成に係るシステム改修**
- ▶**児童虐待防止の中核となる、こども家庭センターにおける支援体制**
- ▶**発達の遅れや気になる児童などの支援を行う児童相談事業の充実**

8 医療の確保（P.74）

- ▶**尾鷲総合病院経営強化プランに基づく医療機器等の更新**

9 教育の振興（P.82～P.83）

- ▶**学校給食安定のための各種給食関係施設・設備の更新**
- ▶**体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化、図書館機能の拡充**
- ▶**スポーツをはじめとする親子3世代が憩う場としての国市浜公園整備**

10 集落の整備（P.87）

- ▶コミュニティ施設の整備・維持管理
- ▶**地域の維持・活性化を図るための集落支援員と連携した課題解決の推進**

11 地域文化の振興等（P.90）

- ▶市民文化会館の計画的な設備の更新・施設修繕

12 【新規】再生可能エネルギーの利用の促進（P.93）

- ▶**環境に配慮した次世代自動車の導入や公共施設等への照明設備のLED化**